

電力問題を考える

—冷静な議論を—

細田 孝一

東日本大震災の発生及びそれによって引き起こされた原発事故をきっかけとして電力供給をめぐる様々な問題が議論されている。主な議論は次のようなものである。

東京電力問題

東京電力の原発事故被害者への賠償責任に関連して、今後も継続的に発生する膨大な賠償債務を東電のみで弁済することが困難であるという前提に立ち、東電の経営を継続することを基本として政府の支援策を策定するという考え方がある。その一方で、事故に関する経営責任などを明確にするためにも同社を法的整理にすべきであるという主張もある。また、東電の発電設備を売却して、後述の発送電の分離につなげるべしとの議論もみられる。

原発政策の見直し

原発事故を契機として、原発を廃止ないしは縮小すべしとの議論が広がっている。政府は、原子力エネルギーへの依存を縮小の方向で見直す方針のようである。しかし、原発に対する依存度を引き下げると、それに代わるエネルギーをどうするのかという問題については、将来はともかく、現在の電力危機を直ちに解決するような方策は提示されていない。

再生エネルギーの利用拡大

原発に代わるエネルギーとして、風力や太陽光などの再生可能エネルギーの利用を促進すべきという主張も行われている。これに関連して、自然エネルギーを利用して発電した電力を電力会社に全量買い取らせることを内容とする法律が成立した。再生可能エネルギーの利用の促進は、原発の増設が困難となることが確実であることを考慮すれば、時代の趨勢と

もいえよう。しかし、一気に再生可能エネルギーの利用を拡大することは困難であるといわれている。

発送電の分離論

発電と送電の分離は、わが国では2000年前半の電力の自由化と関連して大きな議論となった。発送電を分離することにより発電における競争を促進させるという議論である。現在、再び分離論が勢いを増している。これまでの自由化では、発電、送電、配電の一貫体制のために、独立系の発電事業者や自家発電事業者の参入が妨げられ、多様な電力源を確保できなかったことが今回の電力不足の一因となったということが今回の分離論の論拠となっているようである。

これらの問題はいずれも重要な問題であることは言うを俟たない。しかし、現下の電力供給問題を直ちに解決できる議論ではないことも確かである。加えて、これらの議論は、将来の電力供給体制をどうするのかという基本的問題を抜きにして、議論されている印象がぬぐえない。これらの問題は、相互に関連しており、全体的な電力の供給体制を抜きに議論しても答えが出てこないのではなかろうか。いかにして電力の安定供給を図るかという根本問題は筆者の守備範囲を超える問題であり、この点の議論は専門家に譲るが、電力の競争市場の整備という観点から、これらの議論を吟味すると、様々な課題が浮かび上がる。

(1) 東電をどうするかという問題は、電力の安定供給というもう一つの課題に密接に関係してくる。



これまでの自由化は、独立系などの新規参入を認めつつ、最後の供給責任を電力会社に負わせるという形で行われてきた。東電をどうするかという問題は、単に同社にとどまらず、他の電力会社をわが国の電力供給においてどのように位置づけるかという問題に関係してくることに留意しなければならない。

(2) 電力事業の自由化の中で、原発は特別な地位を与えられてきた。すなわち、政府の推進政策もあり、原発の適正な稼働率を維持することが前提であった。これは、電力会社からみると、原発による発電を優先的に供給できるという前提での自由化ということになる。すなわち競争上の有利さを保持していたのである。この有利さが現実には機能していたかどうかは別として、仮に原発の縮小となると、電力会社は今度は競争上の不利を抱える

おそれがある。今後の電力分野の競争を考えると場合には、この点の解決が不可欠となるのである。

(3) 送配電の分離は発電分野における競争促進という観点からは、1つの理念形であることは間違いない。しかし、安定供給問題は発生しないのか、分離後の送電網の独占は問題ないのかという点の検証が必要である。また、現在のような安定供給もままならない状況において、なぜ、分離論なのか競争促進を旗頭にする筆者でもやや首をかしげざるを得ない。

電力は、国民生活に不可欠な財であり、産業の血液でもある。電力問題は一時の感情論で議論する問題ではないであろう。この点で、現在の議論の成り行きには若干の危惧を覚える。冷静な議論を望みたい。(法学部教授)

編集後記

ニュースレターのバックナンバーを、ウェブ上で公開いたしました。公開許可が得られたページのみの掲載となっておりますが、これまでの活動記録としてご活用下さい。これを機にぜひ一度、法学研究所のホームページへお立ち寄りいただき、ご意見・ご要望等をお寄せいただければ幸いです。(S)

法学研究所ホームページ <http://www.law.kanagawa-u.ac.jp/institute/>

法学研究所

所長	安達和志	教授
常任委員	東郷佳朗	准教授
	篠森大輔	准教授
	田山聡美	准教授

地方自治センター

センター長	安達和志	教授(兼任)
運営委員	出口裕明	教授
	三浦大介	教授
	諸坂佐利	准教授

国際人権センター

センター長	阿部浩己	教授
運営委員	山崎公士	教授
	井上匡子	教授
	嘉藤 亮	助教

神奈川大学法学研究所 ニュースレター 2012.2/No.16

発行者：神奈川大学法学研究所 安達和志
〒221-8686 横浜市神奈川区六角橋3-27-1 TEL 045-481-5661 (代表) FAX 045-413-6141

印刷所 (株)江森印刷所
〒221-0014 横浜市神奈川区入江1-34-25 TEL 045-421-2297